

問い合わせ先

松田 博司・城市 武志・  
小林 祐介・早坂 周子・  
中原 孝博  
ニラドリ・ナグ(EY Japan 駐在)

アーンスト・アンド・ヤング・インド、  
ジャパン・ビジネス・サービス

Email:

[hiroshi.matsuda@in.ey.com](mailto:hiroshi.matsuda@in.ey.com)  
[takeshi.joichi@in.ey.com](mailto:takeshi.joichi@in.ey.com)  
[yusuke.kobayashi@in.ey.com](mailto:yusuke.kobayashi@in.ey.com)  
[shuko.hayasaka@in.ey.com](mailto:shuko.hayasaka@in.ey.com)  
[nakahara.takahiro@in.ey.com](mailto:nakahara.takahiro@in.ey.com)  
[nag.nldr@shinnihon.or.jp](mailto:nag.nldr@shinnihon.or.jp)

# JBS フラッシュニュース

2015 年 5 月号

1. **【税務】**2015-20年度外国貿易政策を公表
2. **【税務】**所得計算及び開示基準を公表
3. **【税務】**非開示の海外所得及び資産への課税法案の概要
4. **【税務】**世界の税務調査及びインド移転価格調査の状況
5. **【投資】**Make in India: 自動車業界の動向



# EY

Building a better  
working world

インドは恒常的な貿易赤字を抱えています。このため、輸出の振興とそれに伴う外貨の獲得が重要な課題となっています。輸出振興及び雇用創出を主目的として、インド政府は「1992年外国貿易法」に基づき、外国貿易政策(FTP: Foreign Trade Policy)を発表し、部門・輸出市場別に様々なインセンティブを定めています。モディ政権のもと、ようやく新FTPが公表されました。この他、本稿では重要なアップデートや税務調査の状況報告、そしてMake in Indiaシリーズとして、自動車業界を取り上げます。

## 1. 2015-20 年度外国貿易政策を公表

本稿では、4月1日に商工大臣が発表した2015-2020年度外国貿易政策(FTP)についての最新状況を取り上げます。

外国貿易政策は中央政府により公表され、2015年4月1日から施行されています。中央政府の公表は1992年外国貿易(開発・規制)法に基づくものです。

外国貿易政策では2つの制度を取り上げています。特定の商品を特定市場に輸出する「インドから特定商品輸出スキーム(MEIS: Merchandise Exports from India Scheme)」及び、通知されるサービスの輸出を図る「インドから特定サービス輸出スキーム(SEIS: Service Exports from India Scheme)」が、これまでのスキームに取って変わりました。特別経済地域(SEZ)内の商品・サービスについても、本制度の恩恵を受けることができます。

100%輸出指向型企業(EOU)、エレクトロニクス・ハードウェア・テクノロジー・パーク内企業(EHTP)、ソフトウェア・テクノロジー・パーク内企業(STPI)、バイオ・テクノロジー・パーク内企業(BTP)といった100%輸出型企業にとって、許認可の早期化やインフラ設備の共用といった点で追い風となります。

外国貿易政策の注目分野は、貿易促進とビジネスのしやすさ改善です。従って、輸出入における必要文書の削減、輸出入業者のプロファイル書類の提出についての緩和などが予定されています。

新外国貿易政策は、商品やサービスの輸出者にとって恩恵をもたらす制度を合理的に進めていくことが目的です。

これまでサービス提供者は、インド国内企業に特定されていましたが、インドから特定サービス輸出スキームのインセンティブは、その資本構成やプロファイルに関わりがなく、外資系企業にも範囲が拡大されます。外資系グローバル企業のインド法人は、これまで「インドからのサービス」ブランドの構築を行っていないとして恩恵の対象外に置かれていましたが、今後は、インドでのビジネスが進んでいくでしょう。

CENVATクレジット・払戻しに関する制限撤廃や、インドから特定商品輸出スキーム(MEIS)と特定サービス輸出制度(SEIS)のクレジット券の譲渡の自由化と当該券を利用しての商品の輸入は、輸出取引の促進につながるでしょう。

さらに、インドから特定商品輸出スキーム(MEIS)と特定サービス輸出スキーム(SEIS)の恩恵について、経済特区(SEZ)への範囲拡大は、SEZからの輸出をさらに刺激するものと思われます。

## 2. 所得計算及び開示基準を公表

中央政府は2015年3月31日付けで通知No. 33/2015 [F. No. 134/48/2010-TPL]で、所得計算開示基準(ICDS)を公表しました。

インド所得税法第145条は、1996-97年度から有効ですが、特定の種類の納税者、あるいは特定の種類の所得が遵守すべき、ICDSを通知する権限を中央政府に与えています。

2010年12月、中央政府は税務当局の職員や専門家からなる委員会を組成し、(a)インド勅許会計士協会(ICAI)が発行した会計基準(AS)を所得税法と調和化、(b)所得税法上の税務コンプライアンスのための会計基準を提案、(c)国際財務報告基準(IFRS)にコンバージェンスすることによる税務の影響の問題の取扱いを検討するよう委託しました。

2012年8月、委員会は、ICAIの会計基準の所得税法との調和化の問題について18の基準を通知を勧告し、パブリックコメントを聞くために14の基準ドラフトを発表されました。ステークホルダーから受け取った勧告に基づき、2015年1月、中央政府はパブリックコメントを求めるため、12のICDSドラフト改正版を発表しました。

「事業あるいは職業上の利益や利得」、あるいは、「他の源泉からの所得」など課税所得の計算のため会計の重商主義を遵守する全ての納税者のコンプライアンスのため、中央政府は、このたび、2015-16年度から施行される10のICDS(末尾参照)を公表しました。

ICDSの通知は、2014年5月に発足した新政権の2014年7月の初めての予算案でインド財務大臣が行った予算案演説に沿った内容となっています。

ICDSの目的は複数の代替的会計処理を標準化し、課税所得が正確に、客観的に計算できるようにすることにあります。ICDSにおいてICAIの会計基準から乖離や一部不適用がある場合、所期の目的からはずれることになり、納税者のコンプライアンス負担を著しく増大させることとなります。潜在的に、ある特定の場合において、ICAIの会計基準に比べて、ICDSは税務上、収益の早期認識、あるいは支出や損失の繰延を要求するかについて、あいまいさが残ると言えるでしょう。またICDSは解釈に幅があり、不確実性や訴訟の増加を招くことになりかねません。

ICDSの経過措置規定は、2015年3月31日現在、未履行契約や取引について祖父条項を設けておりません。このことから2015-16年度にはじめてICDSを適用する際には、納税者は綿密な評価を行うことが求められます。

納税者が留意すべき重要なポイントは、納税企業は最低代替税を現行のICAIの会計基準に基づき計算される「帳簿上の利益」に基づき、継続して計算することになったことです。

またInd-ASの影響(会社法で通知されたように、2016-17年の税務年度から段階的に施行)も、将来の所得税法の改正点に照らして、別途評価する必要があります。

ICDS I	Accounting Policies	会計方針
ICDS II	Valuation of Inventories	棚卸資産の評価
ICDS III	Construction contracts	工事契約
ICDS IV	Revenue Recognition	収益認識
ICDS V	Tangible Fixed Assets	有形固定資産
ICDS VI	Effects of Changes in Foreign Exchange Rates	外国為替レートの変動の影響
ICDS VII	Government Grants	政府補助金
ICDS VIII	Securities	有価証券
ICDS IX	Borrowing Costs	借入費用
ICDS X	Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets	引当金、偶発負債及び偶発資産

### 3. 非開示の海外所得及び資産への課税法案の概要

2015年3月20日、インド政府は「通常の居住者(納税者)」(下表参照)の非開示の海外所得及び資産に課税する新しい法律、「2015年非開示海外所得及び資産(に対する課税)法案」を提案しました。この法律が制定

されると、個人所得税の申告書に開示されなかった所得や資産に特別税率30%で課税され、違反の重大性により、納税額の最高300%の罰金及び刑事訴追が科される可能性があります。なお、全て開示を行う納税者に対して、一定期間、一回だけアムネ스티(刑事訴追はなく、罰金も軽減)が付与されるようです。

無申告や不正確な申告に対して適用されるかもしれないこの重大な罰金、刑事訴追の影響を考慮すると、貴社で勤務される貴殿ならびに他の従業員の方の直接的、間接的な影響を厳密に評価する必要があります。

▶ 対象となるのは通常居住者(ROR)です。

インドでの滞在期間	居住ステータス	
	非居住者 (NR)	居住者 (R)
基本要件	いずれも満たさない	居住者 (R)
課税年度において182日以上滞在		基本条件のいずれか1つを満たす
課税年度において60日以上滞在、かつ直近の過去4年間に365日以上滞在	X	非通常居住者 (RNOR)
追加要件		通常居住者 (ROR)
直前の10課税年度のうち少なくとも9課税年度において、非居住者の基本条件を満たしていた		追加要件のいずれか1つを満たす
直前の7課税年度において、インド滞在が729日未満であった		追加要件をいずれも満たさない

▶ 法案のポイントをまとめると以下の通りです。

当該法案が制定されると、以下の場合のみ適用され、申告書に開示されなかった所得や資産価額の30%が課税される予定です。さらに禁固刑を含む、重い罰則規定が科される可能性があります。

- ▶ 税務調査官が、居住者及び通常の居住者である納税者が開示しなかった資産及び所得を発見した場合
- ▶ 納税者が所得や資産購入の源泉を説明できなかった場合
- ▶ 税務調査官に説明しても、十分に納得させることができなかった場合

通常の居住者は2014-15年度の申告書で全ての資産を正確に開示、報告されることをお勧めします。

#### 4. 世界の税務調査及びインド移転価格調査の状況

EY Global 2014 税務リスク調査報告	
<p>移転価格を間接税、恒久的施設課税に続き、最大の税務リスク領域であると認識している</p>	<p><b>68%</b> 大手企業は、過去2年間、世界的に税務当局の調査がクロスボーダー取引に焦点を向けるようになってきていると感じている。</p>
	<p><b>63%</b> 大手企業はBEPS(税源侵食と利益移転)のもたらす影響を評価したものの、既存のストラクチャーにまだ変更していない。</p>
	<p><b>56%</b> 大手企業は、過去2年間、税務当局の調査が無形資産の税務処理に対して焦点を向けるようになってきていると感じている。</p>
	<p><b>63%</b> インド企業は、過去2年間、税務調査がより厳しくなっていると感じている。</p>
	<p><b>43%</b> インド企業は、今後3年間にわたって、二重課税リスクにさらされると感じている、あるいは強く感じている。</p>

### インド移転価格調査の状況

移転価格の紛争件数、複雑性及び金額は増加している

インドにおける移転価格の更正 (2013-14年次報告 – 財務省 (予算課) – インド政府)は以下の通りです。

会計年度	調査事案数	更正件数	更正割合 (%)	推定更正税額 (百万 USD)
2002-03	1061	239	23	203
2003-04	1501	337	22	381
2004-05	1768	471	27	572
2005-06	1945	754	39	1292
2006-07	1830	813	44	1818
2007-08	2368	1207	51	4019
2008-09	2638	1343	51	7422
2009-10	3171	1686	53	11669
2010-11	3617	1920	53	9934

↑  
調査の結果、50%以上が更正を受けている

↑  
前年比で約100%の増加

### 5. Make in India: 自動車業界の動向

政府は発表した連邦予算により、消費者心理の改善を通し全体的な経済の成長を目指しています。

- ▶ 2020年までに年間600万台の販売を達成し、次の20年間でインドをグローバルな自動車の3大市場に
- ▶ 電気自動車の早期採用及び製造スキーム (FAME) の開始により、次の10年間、電気自動車にフォーカス、製造を後押し
- ▶ 自動車産業クラスターの形成 (デリー・グルガオン・ファリーダーバード、ムンバイ・プネ・ナーシク・アウランガーバード等)
- ▶ インド自動車産業の長期ビジョン (AMP- II : 2016年自動車政策) を策定し、輸出インセンティブをテコ入れし、自動車産業への投資を誘致し、技能開発の押上げを図る
- ▶ R&Dハブ インド政府主導の自動車試験及び研究開発のインフラ事業 (NATRIP) を通して、業界がグローバルパフォーマンス基準を導入し、低コストの製造にフォーカスできるようにする
- ▶ 2020年国家電気自動車計画を通して、信頼できる、購入可能な、効率性の高い自動車 (電気自動車及びハイブリッド車等) の製造を奨励し、消費者のパフォーマンスや価格の期待に応える
- ▶ 委員会を立ち上げ、自動車製造の安全基準を策定する



乗用車	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 2015年2月の乗用車販売実績は、農業の景気が好ましくなかったものの、燃料価格の減少と消費者心理の改善を理由に6.2%増加しました。</li> <li>▶ その結果トヨタ、ホンダ、マルチ、ヒュンダイ、タタが販売実績を伸ばしました。</li> </ul>
商用車	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 2015年2月の商用車販売実績は、小型の販売が伸びなかったものの、大型及び中型の販売好調により、結果10.1%増加しました。</li> <li>▶ 一方で、タタ及びアショック・レイランドはOEMによる減少が顕著でした。</li> </ul>
二輪車	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 2015年2月の二輪車販売実績は、農業向けを中心にオートバイの販売が振るわず8%減少した結果、全体では1%減少しました。</li> <li>▶ 一方でスクーターはHMSIのActiva、TVSのWego及びJupiter、HeroのPleasure及びMaestroが好調の結果、19%増加した。</li> </ul>
M&A	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 2014年は年間27件取引額291百万USドルとなり、2013年の年間37件取引額92百万USドルから減少しました。またM&amp;A取引全体の96%を自動車業界が占めるといふ結果となりました。</li> <li>▶ 事業を完全にコントロールし、インド市場のシェアを広げることを目的とする、グローバル企業のインバウンド取引が増加。13件のインバウンド取引総額は143百万USドルとなりました。</li> <li>▶ 日本企業が最も活発であり、JVのコントロールによりインドでの地位を強化。FOCIは既得の50%の株式をJV FCC Ricolに81百万USドルで譲渡しました。</li> <li>▶ アウトバウンド取引は、グローバルな生産拠点、シナジー効果の活用及び地理的拠点の拡大を進めることを目的に行われました。また、マザー・スミスやアムテックオートといったインドの大手企業が海外の大型買収を強化しています。</li> </ul>

1: Medium & Heavy CV; 2: Light CV

## コメント

予算国会も終盤を迎え、GST導入のための憲法修正法案が通過するか注目されています。来年4月1日からのGST導入となるか予断を許さないところであり、その対応も各社各様かと存じます。「彼を知り己を知れば百戦殆うからず」とあります。今できることは、部門横断的なプロジェクトチームを組成し、おぼろげながら輪郭が見えてきたGSTの勉強会や、現状との乖離、ギャップ認識するためのワークショップ等を行い、いつGST導入になっても迅速に対応できる体制を構築・準備しておくことではないでしょうか。弊所は喜んでそのお手伝いを致します。

### Disclaimer

尚、当ニュースレターの内容に関し、原文上の誤謬、誤訳を含む不備に伴う金銭的または非金銭的損害につきましては、インド及びその他のアーンストアンドヤングは一切の責任を負いかねますことご了承ください。